

最高裁秘書第4282号

平成30年11月15日

林弘法律事務所

弁護士 山中 理 司 様

最高裁判所事務総長 今 崎 幸 彦



司法行政文書不開示通知書

10月3日付け（同月5日受付，最高裁秘書第4105号）で申出のありました司法行政文書の開示について，下記のとおり，開示しないこととしましたので通知します。

記

1 開示しないこととした司法行政文書の名称等

裁判所書記官又は裁判所事務官から簡易裁判所判事に任用された場合，どのような基準で簡易裁判所判事としての給料を決めることになっているかが分かる文書（最新版）

2 開示しないこととした理由

1の文書には，個人識別情報及び公にすると今後の人事管理に係る事務に関し，公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており，この文書は，全体として行政機関情報公開法第5条第1号及び第6号ニに定める不開示情報に相当することから，開示しないこととした。

（担当）秘書課（文書室）電話03（3264）5652（直通）